資金單價は從來通りとし 稼働損益は十個を限度とし
殘金は今年利殖金に附し 並くも苦しからず 若し當要求分れ
ハ此外大正十三年五月末日の勘定日に至りて當今年紀末に於ける
佃下の必要ありとせば 殖金中より坑夫五分坑内日役運搬夫
五分より七分迄 堆廻夫一割の扣除を考へるも差支なし以上
要件の如何れか一を今年紀例に於て諒察せんことを要求す

「年議 賞金の動機又は議因」

十日下 今年紀に於ては此實ノ打撃ヲ來因トシテ 労銀平均
一割五分佃下ヲ發表セシト其佃下ニ對シ全砂從來ノ慣例ニ
日ハ一応坑夫側一心今年ニ陳ニ出テ 實出發表シタル上發表スルノ例トスルモ
今回ハ何等其ノ途ニ出テ不實出發表シタル者又一般坑夫ハ之ヲ
不服トシ其ノ撤回ヲ要求スルニ出テタルモノナリ

当鑛山ニ於ケル労働團体ト
主日本ノ 總聯合會 其谷地支部
其谷地一心會

團体員 一四五
女六四

本年議 坑夫側代表者ハ一心會委員ノ資格ニテ今年紀例ニ交渉ス
會本坑夫聯合會支部ハ一心會ノ一部ニテ組織シタモノナリ
当鑛山以外ニ於ケル労働團体 廣興ノコトナシ
但シ金額 坑夫聯合會ヲ 其ノ在京麻生久ノ經營ニ係リ從來
年議ノ此次ニ徴スルトキハ相當本部ノ應援運動アルヲ
震災後ノ帝都此次ニ鑑ミ本年例ニテ與スルノ形勢ナキモノト
認メタル

金額 次ニ本金 七千万圓
一万円 出資量 一万噸
次ニ本金ノ收益 營業ノ收益及報益合計 本金上半期決算
一百六十五万圓 採ヲ所有ハ矣